

2008年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法（刑法）

Yは、知人である中国人Zから、日本人名義の旅券が欲しいと相談されたため、昔からの遊び仲間であるXの氏名を利用してX名義の一般旅券を不正に入手しようと考えた。Yが、Xに対して、知人の中国人が日本人名義の旅券を欲しがっているので名前を貸してくれないかと頼んだところ、金に困っていたXは、「20万円もらえるなら、名前を貸してもよい。」といった。YはXの条件を了承し、Xに対して、旅券発給申請のために、戸籍謄本、住民票、健康保険証、印鑑登録証明書が必要であるので、それらを準備した上で、Xの印鑑と共にYに渡すように指示した。その際、Yは、Xに「報酬の20万円は、申請した後で支払う。」と伝えた。

後日、Xから必要書類等を受け取ったYは、外務大臣宛の一般旅券発給申請書の所持人自署欄及び申請者署名欄にそれぞれ「X」と記入し、申請者署名欄の名下に「X」と刻した印鑑を押捺し、さらに、本籍欄及び現住所欄等に必要事項を記載して、上記申請書を作成した。その後、YはM県パスポートセンターにおいて、申請者の指定した代理人を装って、同センター職員に対し、上記一般旅券発給申請書を、Zの顔写真を添えて、上記Xの戸籍謄本等の必要書類と共に提出した。

Yは、申請した翌日、X宅に赴き、報酬の20万円を渡した。

(問1)

有形偽造と無形偽造という概念について、簡潔に説明しなさい。

(問2)

X及びYの罪責について論じなさい（特別法違反の罪については論じなくてよい）。